

税務調査について

I 納税の義務

日本国憲法第30条 「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」
（「勤労の義務」「教育の義務」「納税の義務」は国民の三大義務）

日本国憲法第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、
法律又は法律の定める条件によることを必要とする。
（国税に関する法律は、国会で決める。地方税は地方議会で決める。）

納税者が自ら申告を行うことにより税額を確定し納付する。⇒ 申告納税制度
（国や地方公共団体が納税額を計算し通知する賦課課税方式もある。）

その申告が正しく行われているか確認を行う。⇒ 税務調査
申告内容に誤りがある場合や申告をしていない場合は、調査をして正しい金額の
税金を納めてもらう。

II 税務調査

① 税務調査について

1.「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について」(事務運営指針)
調査の実施に当たっては納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円
滑に実現するために、公益的必要性と納税者の私的利益とを勘案して社会通念
上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行い、法令に定めら
れた調査手続を守り、適正かつ公平な課税の実現を図る。

2.「調査の意義」(国税通則法第7章の2)

調査とは、国税に関する法律の規定に基づき、納税義務者の課税標準等又
は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で税
務署職員が行う一連の行為。

3.質問検査権

国税通則法第74条の2 国税庁、国税局若しくは税務署は、所得税、法人
税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査
の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その事業に関する帳簿書類その
他の物件の提示若しくは提出を求めることができる。（*注1）

Ⅲ 税務調査と査察調査

	税務調査	査察調査
実施主体	国税局・税務署の職員	国税局査察部の職員
根拠となる法律	法人税等の各税法	国税犯則取締法
裁判所の令状	不要	必要
調査方法	任意調査(注)	強制調査

(注) 任意調査であるが、正当な理由がないのに調査に応じない時は罰則規定がある。

質問検査権は行政調査であるが、質問に対する不答弁、検査の拒否・妨害等に対しては刑罰が科されることになっているから、直接の強制力はないが、質問・検査の相手方には、それが適法な質問・検査である限り、質問に答え検査を受忍する義務がある。(※注2)

Ⅳ 税務調査手続

① 準備調査

机上調査、外観調査、内偵調査

② 納税義務者への事前通知(税務代理権限証書に納税者の同意が記載されていれば税務代理人への通知)

ある場合とない場合がある。

③ 実地調査

書類の調査、銀行調査、反面調査

午前中は会社概要や経営者が現在に至るまでの経緯等

午後は書類閲覧等(帳簿、領収書、請求書、注文書、契約書等)

(なお、原始記録が必要。保存期間は7年間。)

(反面調査 売上先、仕入先、外注先等に出向いて事実関係を確認。)

④ 申告内容に誤りがない場合 ⇒ 更正決定等をすべきと認められない旨の通知

⑤ 申告内容に誤りがある場合 ⇒ 調査結果の説明と修正申告の勧奨

(修正申告書を提出した場合は、不服申立は出来ないが、更正の請求はできる)

不服がある場合は税務署長へ意義申立て

⑥ 不服申立て

異議申立て後、国税不服審判所へ審査請求

⑦ 訴訟

V 税務調査の対象になりやすい納税者

事業規模が大きい
過去に税務調査で誤りや不正を指摘された
売上や利益の変動幅が大きい
不正がおきやすい業種
消費税の還付を受けている
開業後3年以上経過している
税務申告をしていない
申告内容に不審な点がある
新しい分野の事業を営んでいる
売上高が1千万円を少しだけ下回っている

VI 税務調査の対象になる確率

2022年度のデータでは、法人の申告件数は約313万件で、税務調査の対象になったのは6万2千件でその割合は約2%、そのうち修正申告が必要になったのは約76%。

個人の確定申告は約653万件で、税務調査の対象は3万6千件でその割合は約0.6%、そのうち約87%が申告漏れなどの修正箇所が発見された。

税務調査の対象は、法人で2~3%、個人で0.5~1%程度で、法人の場合は5年に一度くらい。

VII 税務調査が行われる時期

4月~5月頃と7月~11月頃が多いが、特に決まってははいない。

法人の場合は、決算時期の半年後くらいが多い。

VII 税務調査にかかる日数

事業規模や調査内容にもよるが、小規模であれば実地調査は1~2日間程度、大規模であれば、複数人で3日以上になる。

調査着手から終了までは、現在は早くて1ヶ月くらい。長引けば数か月を要することもある。

***注1 国税通則法第74条の2**

一 所得税に関する調査 次に掲げる者

イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第123条第1項(確定損失申告)、第125条第3項(年途中で死亡した場合の確定申告)若しくは第127条第3項(年途中で出国をする場合の確定申告)(これらの規定を同法第166条(申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者

ロ 所得税法第225条第1項(支払調書及び支払通知書)に規定する調書、同法第226条第1項から第3項まで(源泉徴収票)に規定する源泉徴収票又は同法第227条から第228条の3の2まで(信託の計算書等)に規定する計算書若しくは調書を提出する義務がある者

ハ イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

二 法人税又は地方法人税に関する調査 次に掲げる者

イ 法人(法人税法第2条第29号の2(定義)に規定する法人課税信託の引受けを行う個人を含む。第4項において同じ。)

ロ イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者

三 消費税に関する調査(次号に掲げるものを除く。) 次に掲げる者

イ 消費税法の規定による消費税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第46条第1項(還付を受けるための申告)の規定による申告書を提出した者

ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等(消費税法第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

四 消費税に関する調査(税関の当該職員が行うものに限る。) 次に掲げる者

イ 課税貨物を保税地域から引き取る者又は輸出物品を消費税法第8条第1項に規定する方法により購入したと認められる者

ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

***注2 国税通則法第128条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第23条第3項(更正の請求)に規定する更正請求書に偽りの記載をして税務署長に提出した者

二 第74条の2、第74条の3(第2項を除く。)若しくは第74条の4から第74条の6まで(当該職員の質問検査権)の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第74条の2から第74条の6まで又は第74条の7の2(特定事業者等への報告の求め)の規定による物件の提示若しくは提出又は報告の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出し、若しくは偽りの報告をした者